

**第二次
守谷市子ども読書活動推進計画**

(平成24年度から平成28年度)

守谷市教育委員会

平成25年2月

守 谷 市 民 憲 章

わたしたちは、利根・鬼怒・小貝の清流と豊かな緑にまつまれた歴史と伝統に輝く守谷の市民です。

この郷土を愛し、健康で明るく住みよい文化都市を目ざして、ここに市民憲章を定めます。

1. 水と緑に親しみ、自然を愛し、美しいまちをつくります。
1. 豊かな心を育て、体をきたえ、健康なまちをつくります。
1. 教育文化をたかめ、個性をのばし、うるおいのあるまちをつくります。
1. 明るい家庭をきずき、きまりを守り、平和なまちをつくります。
1. 互いに助け合い、責任を果たし、生きがいのあるまちをつくります。

目 次

はじめに

第1章 第一次計画の成果と課題	1
1 第一次計画の取組	1
2 第一次計画の成果と課題	1
3 総括	7
第2章 第二次計画の基本方針等	8
1 基本方針	8
2 計画の対象	9
3 計画の期間	9
第3章 子どもの読書活動の推進のための方策	10
1 学校図書館のサービス強化	10
2 家庭，地域，学校における読書機会の提供・読書環境の整備	11
3 子どもの読書活動を高めるための普及活動	13
第4章 方策の効果的な推進に必要な事項	14
1 推進体制	14
2 子ども読書活動推進計画における行動目標	14
資料編	17
1 第二次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置 に関する要領	18
2 第二次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会委員	20
3 子どもの読書活動の推進に関する法律	21
4 子どもの読書活動の推進に関する法律に対する衆議院 文部科学委員会における附帯決議	24
5 用語解説	25

はじめに

今日、私たちを取り巻く生活環境は、テレビ、DVD、ゲーム、インターネット、携帯電話などの様々な情報メディアの発達・普及によって、めまぐるしく変化してきています。また、同じ活字を読むといっても電子書籍や携帯小説など従来の紙媒体でなく電子媒体も普及しつつあり、ハード的部分も変化してきています。このような急速なライフスタイルの変化が子どもの心身の発達にいろいろな影響を与え、特に読書離れが問題視されてきましたが、この10年、国県・市町村の読書向上に対する取組により、平均読書冊数が飛躍的に向上してきています。子どもの読書活動は、単に知識を得るだけでなく、創造力、表現力、感受性などを高めるとともに、人生をより豊かに生きるための力を身につける上できわめて重要です。

平成23年6月の学校読書調査※1によると、1か月間に本を読んだ冊数の平均は、小学生が9.9冊、中学生が3.7冊となっています。また、1か月に1冊も読まなかった子どもの割合は、小学生6%、中学生16%となっています。

国は、読書の価値を認識し、子どもの読書活動を支援する目的で平成12年を「子ども読書年」と決めました。平成13年には「子どもの読書活動の推進に関する法律※2」を制定し、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画※3」を策定しました。この計画（第一次）の成果・課題を踏まえ、平成20年3月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）を策定し、おおむね5年間にわたる施策の基本的方針を明らかにしました。これらの取組によって子どもの読書活動への機運も一層高まってきましたが、学習との関係では、平成20年度に実施された全国学力・学習状況調査の結果から、児童・生徒自身の読書への志向や読書にかかる時間と、国語の正答率に相関関係があると指摘しています。また、改訂された新学習指導要領においても、各教科等における言語活動の充実が必要であるとしています。

茨城県では、平成15年8月に開催された「いばらき子ども読書議会※4」における子どもからの読書活動に関する提案を踏まえつつ、平成16年3月に「いばらき子ども読書活動推進計画※5」を策定しました。その後、国の計

画が平成20年に改定されたことを受け、平成22年には「いばらき子ども読書活動推進計画（第二次推進計画）」を策定しています。

守谷市では、平成19年3月に「守谷市子ども読書活動推進計画」を策定しました。この計画の大きな取組の1つである学校図書館のデータベース化に当たり、読まれていない本や時代に適応していない本等を処分し、一時的に蔵書が減少しましたが、新しい本の購入、寄贈本の受入れ、また、学校図書館の資料費の確保、人的配置など、様々な学校図書館の整備に取り組んできました。

このような取組を踏まえ、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で、自主的な読書活動を行うことができることを目指して、「第二次守谷市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

これまでの流れ

国	平成12年	「子ども読書年」採択
国	平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定
国	平成14年8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
県	平成16年3月	「いばらき子ども読書活動推進計画」策定
国	平成17年7月	「文字・活字文化振興法」制定
国	平成18年12月	「教育基本法」改正
市	平成19年3月	「守谷市子ども読書活動推進計画」策定
国	平成19年6月	「学校教育法」等教育三法改正
国	平成20年3月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）策定
国	平成20年6月	「図書館法」改正
県	平成22年1月	「いばらき子ども読書活動推進計画（第二次推進計画）」策定
国	平成22年	「国民読書年」制定

第1章 第一次計画の成果と課題

1 第一次計画の取組

第一次計画では、図書館と関係団体等との連携により、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる読書環境の整備及び子どもの読書活動の推進を図るため、大きく3つの柱を設定しました。本計画の実施状況については、年1回「子ども読書活動推進会議」を開催して、所管別行動目標に掲げた具体的な取組の状況の把握と、学校図書館の貸出状況等の報告を行っています。

- 〔1〕 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進
- 〔2〕 子どもの読書環境の整備・充実
- 〔3〕 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

2 第一次計画の成果と課題

〔1〕 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (2) 図書館における子どもの読書活動の推進
- (3) 公民館、児童館における子どもの読書活動の推進
- (4) 図書館における読書活動団体に対する支援
- (5) 学校における児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実
- (6) 学校における家庭・地域との連携による読書活動の推進
- (7) 学校における教職員の読書活動意識の高揚
- (8) 学校における障がいのある子どもの読書活動の推進
- (9) 幼稚園や保育所・園における子どもの読書活動の推進

【行動内容及び成果】

- (1) ブックスタート※6の継続的な実施と、平成23年度に家庭での読書啓発として、1歳6か月、3歳5か月健康診査の際に読み聞かせ(不定期)を行いました。
- (2) 図書館で「おはなしボランティア養成講座」を開催することでボランティア会員も増加し、おはなし会※7は、この5年の間で月2回

ペースから週1回以上のペースとなり、参加者も増加しました。

平成23年度は図書館だけでなく、中央公民館で月1回開催、震災により図書館が休館した際には、高野・北守谷公民館で開催しました。ほかに放課後子どもプランでもおはなし会を開催しました。

- (3) 子ども読書の日※8（4月23日）を中心に、子どもの読書活動の推進を目的とした講演会やおはなし会などの行事を行いました。またテーマ棚や特集コーナーを設けるなど、本の並べ方も工夫しました。
- (4) 各公民館・児童館ともに資料の充実に努めました。
- (5) 朝の読書※9活動と読書目標を達成した子どもの表彰については、市内小中学校13校で実施・継続しており、読書の習慣化が進みました。
- (6) 学校によって取組に差はありますが、読書集会やスタンプラリー、本の紹介など独自に行っている学校が増加しました。
- (7) 親と教師のふれあい文庫の新設、学校懇談会で「みんなにすすみたい一冊の本」推進事業の説明や保護者によるブックトーク※10などを行いました。
- (8) 図書担当教諭に対する研修を年1回行いました。
- (9) 障がいのある子どもに対しては、図書館からの定期的な団体貸出※11を行った学校があり、以前より本を利用する機会が増えました。

【課題】

- (1) 子どもの自主的な読書に取り組む姿勢を育てるには、保護者との連携及び協力が不可欠であり、保護者会や家庭教育学級などでの読書活動を実施する必要があります。
- (2) 保健センターでの1歳6か月や3歳児の健康診査の際に実施しているおはなし会は、一斉に集合し解散する形式ではないため、実施方法について検討する必要があります。また、集客や場所の確保（図書室内は狭い）等の問題があるため、公民館図書室でのおはなし会の定期実施について再検討が必要です。
- (3) 絵本リスト「はじめてのえほん」※12に掲載した本を入手し易くするため、市内書店と連携した取組が必要です。
- (4) 幼児期の読み聞かせ※13の重要性を考えると、親による読み聞かせが理想であり、特に父親に対する読み聞かせの講習会等を行う必要

があります。

- (5) 「どんな本を読んだら良いかわからない」「こういうテーマの本はどこにあるのか」というような様々な要望に応えるため、年代別、テーマ別ブックリストを作成、掲載した本のコーナーを設置する必要があります。
- (6) 図書館において「今どのような児童書が読まれているか」というような利用者同士による情報交換の場がないため、読んだ本を紹介し合えるような掲示板の設置が必要です。
- (7) おはなし会では、子ども自身の読書意欲を高めるためにスタンプカードを配布し、年度末には、たまったスタンプに応じてプレゼントしていますが、更に子ども自身の読書意欲を高めるような企画が必要です。
- (8) おはなし会やブックトークは、学校、幼稚園や保育所・園などで行っていますが、更に活発に行うためにはボランティアの増員が望まれるため、スタッフ養成及び派遣体制づくりが必要です。
- (9) 計画書は図書館関係団体など特定の機関のみ配布したことから、広く市民に伝わらなかったため、周知方法の改善が必要です。
- (10) 児童センターと図書館との子どもの読書活動に関する交流については、第1次計画期間内で、2回の団体貸出のみでした。団体貸出を多くしたり、おはなし会を実施したり連携を図る必要があります。
- (11) 学校での朝の読書は全校で実施されており、決められた時間内での読書は行っていますが、家庭や地域でも子ども読書が自主的に行われるような環境づくりが必要です。
- (12) 小学校でのボランティアによる読み聞かせ活動を推進し、当初の5校から7校に増加しましたが、全校での取組が必要です。
- (13) 学校図書館を活用して「調べ学習等」を行っている学校がありますが、まだ、本来の活用がされていない状況です。学校図書館は調べ学習の場ばかりでなく、子どもが自ら読書を楽しみ、くつろげる空間となるような工夫が必要です。

〔2〕子どもの読書環境の整備・充実

- (1) 図書館における図書資料の整備・充実

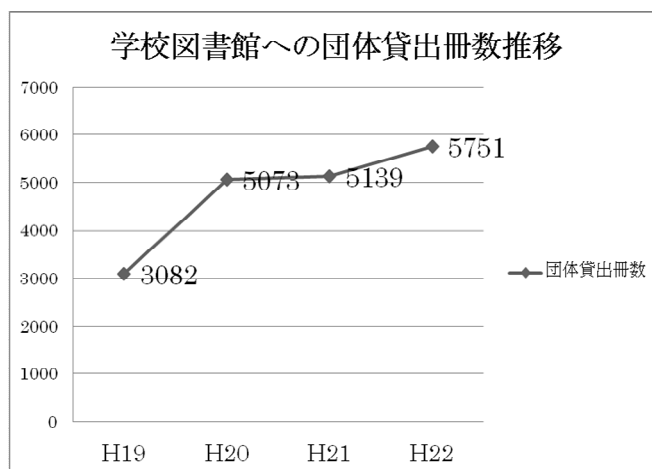
- (2) 図書館における設備などの整備・充実
- (3) 図書館における司書の研修などの充実
- (4) 図書館における障がいのある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実
- (5) 図書館など関係機関の連携・協力の推進
- (6) 学校図書館における図書の計画的整備
- (7) 学校図書館における設備の整備・充実
- (8) 学校図書館の情報化
- (9) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進
- (10) 幼稚園や保育所・園における図書スペースの確保と選書の工夫

【成果】

- (1) 図書資料を充実させるため、市民一人あたり500円の資料費を確保しました。
- (2) 読み聞かせ用大型絵本を収集するため、大型の絵本架を設置しました。
- (3) 読み聞かせ用大型絵本は、通常のバッグには入らないため、専用の大型バックの貸出しを開始しました。
- (4) 「赤ちゃんの駅」※14 設置やトイレ改修により、乳児のいる方々の利便性を高めました。
- (5) 図書館の児童フロアの壁面に、親子が親しみやすい雰囲気になるよう季節に合わせて、子どもたちの塗り絵など幼児向けの飾り付けを行いました。
- (6) 読書への興味を抱かせるため、おはなし会などで人気があるパネルシアター※15の購入と、使い方の講習会を実施しました。
- (7) 学校でのブックトークについて、ボランティア養成講座などの実施や学校への周知により、当初の1校から7校に実施校を増やすことができました。
- (8) 平成20・21年度の学校図書のデータベース化により、オンラインでの蔵書検索やコンピュータシステムを使った資料管理ができるようになりました。
- (9) 平成21年10月から学校間相互利用（他校又は図書館との貸し借り）の開始により、予約・リクエストサービスなど従来になかった

サービスができるようになりました。

(10) 平成20年4月からの学校への団体貸出配送サービスの開始により、団体貸出冊数が、約1.9倍と飛躍的に増加しました。



(11) 学校図書館に新刊本のコーナーを設置するなど、本の並べ方を工夫することで、読書意欲を向上させることに努めました。

(12) 小学校の学校図書館奉仕員の勤務体制を週3日・1日3時間から週5日・1日4時間勤務にすることで、書架の整理や貸出業務など利用しやすい環境を整備しました。

【課題】

(1) 図書館における児童図書は、計画策定当初は37,172冊でしたが、平成23年度末には45,114冊となっています。分類ごとの構成率は大きく変化することはありませんが、この5年間で7,942冊増加しました。学校図書館との連携を強化するため、各学校への団体貸出において十分対応できる学習研究シリーズの充実が必要です。

(2) 図書館サービスのため、図書館職員として司書※16及び行政職を配置していますが、市民サービスの向上を図るためには、それぞれの職員の経験や能力に応じた専門的な知識を習得させることが必要です。

(3) 障がいのある子どもからの資料の収集やサービス提供についての要望に、適切に対応することが必要です。

(4) 図書館職員、司書教諭※17及び学校図書館奉仕員※18との情報交換の機会は年1回程度でした。児童生徒の読書への関心や意欲を高めるための読書活動の実践事例等を研究する場の確保が必要です。

(5) 学校図書のデータベース化に伴い、古い本などを処分したことで、文部科学省が定める学校図書館図書標準冊数を下回った学校がある

ため、継続した資料購入費の確保が必要です。

- (6) 読書活動をしたくなるような雰囲気のある学校図書館づくりのため、学校図書館の老朽化した机やイス等備品の修理、買替えが必要となってきました。
- (7) 学校図書館の相互の利用規定がないため、学校と学校、図書館と学校との相互利用に関する規定が必要です。
- (8) 子どもの読書活動の向上のため、学校図書館担当教諭と学校図書館奉仕員との協力により、子どもが求める資料の整備が必要です。
- (9) 幼稚園や保育所・園では、図書コーナーが確保されています。今後、各施設の協力を得て、保護者・ボランティアなどとの連携により絵本の読み聞かせを実施できる体制づくりが必要です。

〔3〕子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

- (1) 市全体での普及活動
- (2) 家庭、地域、学校における普及活動

【成果】

- (1) 子ども読書活動推進計画のリーフレットをブックスタート時に配布し、本市における読書活動の周知を行いました。
- (2) 子ども読書週間用のイベントポスター掲示とチラシの配布を市内書店に依頼しました。

【課題】

- (1) 毎月第2土曜日を「守谷親子読書の日※19」に指定し、読書活動推進の取組を行っていますが、十分とはいえません。家族ぐるみの読書機会を増やすため、各家庭に周知できるよう学校や市民ボランティア等を活用した広報活動を行う必要があります。
- (2) 子ども読書活動推進計画の周知は関係団体のみです。図書館及び各施設等での取組を含め、ホームページや広報紙等の掲載とともに新たな周知方法を検討する必要があります。

3 総括

平成17年に開業したつくばエクスプレスの効果により、守谷駅周辺ではマンションや住宅の建築が行われ、子育て世代の人口が増加しました。このような中、第一次計画では「子育て世代」及び「義務教育」に力点をおいて取り組んできました。

学校図書データベース化事業により、他校にある本の検索を可能とする資料の共有化、学校間の相互利用及び予約リクエストサービスを開始しました。学校図書の充足率はデータベース化事業に伴う、学校図書館の古い本の処分や児童生徒数の増加により文部科学省の標準冊数を下回る学校もあるものの、全校平均では104%となり、標準を上回っています。

また、データベース化や学校図書館奉仕員の勤務体制の強化により、「古い本が多く、読みたい本がない」「いつも鍵がかかっているなかなか行くことのない場所」などのイメージが薄れ、児童生徒の利用は目に見えて伸びています。

さらに、司書教諭の利用しやすい学校図書館づくりに対するサポートや市内小中学校13校での朝の読書の定着により、読書活動は向上しました。

図書館では、おはなし会の開催数が大幅に伸び、また、ボランティア養成のための各種研修会の開催などにより、読み聞かせ活動が充実しています。

第2章 第二次計画の基本方針等

1 基本方針

守谷市では、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び茨城県の「いばらき子ども読書活動推進計画」を踏まえ、守谷市の教育目標に掲げる「新しい時代をたくましく生きぬく人づくり」を目指して、平成19年3月に「第一次守谷市子ども読書活動推進計画」を策定しました。計画策定から5年が経過し、この間、教育基本法の改正や学習指導要領改訂など教育環境が大きく変化しました。守谷市における子ども読書活動を推進するため、第二次守谷市子ども活動推進計画を策定することとし、基本方針を次のとおりと定めます。

〔1〕学校図書館のサービス強化

児童生徒が様々な生き方や考え方に触れ、そこから多くの示唆を得ることができる読書は人間形成としても有意義なものです。このような観点から、図書館はその実現のために学校及び関連団体と連携・協力しながら、子どもの自発的な読書を促すため、学校図書館における環境の整備やサービス強化に努めます。

〔2〕家庭、地域、学校における読書機会の提供・読書環境の整備

子どもの自発的な読書活動を推進するためには、身近なところで読書ができるということが重要です。それには、図書館、公民館、保育所・園、幼稚園、児童センター、学校等の読書環境を整備・充実する必要があります。図書館は、関係団体や地域と連携しながら、子どもの家庭や地域での読書を促進するとともに、読書活動を支える人材の育成に努めます。

〔3〕子どもの読書活動を高めるための普及活動

子どもはその発達段階に応じて、読むことの喜びや楽しさを知り、読書に対する理解や関心を深めます。子どもが読書体験を重ね、積極的に読書活動に対する意欲を高めるために、いろいろな機会を捉え、広く啓発・普及に努めます。

2 計画の対象

計画の対象者は乳幼児から中学生とします。

子ども読書活動の推進に関する法律第2条では、18歳以下の子どもを対象としていますが、守谷市では、中学生までが読書の基礎を築く大切な時期と捉えました。

3 計画の期間

この計画の実施期間は、平成24年度から平成28年度までのおおむね5年間とします。また、その間においても見直します。



第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 学校図書館のサービス強化

〔施策の方向〕

学校図書館の運営方法及び窓口サービスの内容を明らかにし、児童生徒及び教諭にとって利用しやすいものとなるよう読書環境の整備に努めるとともに、学校図書館の一元的なサービスを目指します。

〔具体的な取組〕

(1) 予算の一元化

市は、学校図書館の環境整備を継続し、子どもの読書環境の一層の向上を図るため、学校教育課・指導室・図書館がそれぞれ持っている学校図書館に関する予算を図書館に一元化することを目指します。

(2) 備品等の整備

学校は、書棚や机・椅子等の学校図書館備品の整備状況を確認するとともに、大規模なものは市に修理・更新・新規購入依頼（要請）をします。また資料を整理・整頓し、児童・生徒が本を読みたくなる環境づくりに努めます。

(3) 図書の計画的整備

学校は図書館と連携し、学校図書館図書標準に定める冊数をもとに学校図書館資料の充実に努めます。

(4) 学校への団体貸出及び学校間相互利用の推進

図書館職員は、司書教諭及び学校図書館奉仕員と連携・協力し、学校への団体貸出数及び学校間相互利用数を増やし、調べ学習などの学校教育や個々の読書活動を推進します。

(5) 学校間相互利用の規定の作成

学校及び図書館は、学校間相互利用が円滑に行われるよう、学校間相互利用のための規定をつくります。

(6) 学校図書館利用のためのオリエンテーションの実施

学校は図書館と連携し、学校図書館利用のためのオリエンテーションを各学校で学年ごとに実施し、利用を促進します。

(7) 学校図書館奉仕員の勤務体制の見直し

図書館は、学校図書館のサービスの向上を図るため、学校図書館奉仕員の勤務日数・時間などの勤務体制の見直しを行います。

(8) 学校図書館奉仕員同士のコミュニケーション機会の提供

図書館は、学校図書館奉仕員同士が定期的にコミュニケーションをとり連絡調整と情報交換ができる機会を設けます。

(9) 学校図書館を計画的に利用するための研究

学校は、学校図書館を計画的に利用するための研究を行います。

2 家庭、地域、学校における読書機会の提供・読書環境の整備

〔施策の方向〕

子どもたちの自発的読書のため、家庭や地域、保育所・園、保護者会や家庭教育学級と連携しながら、家庭内での読書時間の増加を目指します。学校における朝の読書を推進するとともに、学校図書館の読書環境の整備に努めます。

また、大野地区文庫及び高野地区文庫に対し、文庫の本を購入するための支援を行い、本とふれあう機会を増やすような環境づくりに努めます。

〔具体的な取組〕

(1) おはなし会の充実

図書館は、学校、幼稚園、保育所・園、放課後子どもプラン、地域子育て支援センター、児童センターに出向いておはなし会を行い、読書の楽しさを伝えるとともに図書館の利用も促します。

(2) 絵本や読み聞かせの推進

- ① 幼稚園及び保育所・園は、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、職員及び保育士に対し幼少期の読書の必要性について、その理解の促進に努めます。
- ② 幼稚園及び保育所・園は、保護者、ボランティアなどとの連携・協力による絵本の読み聞かせ等を行い、子どもが絵本への興味をいなくような環境づくりを進めます。

(3) ブックスタートの継続的な実施

図書館は、保健センターの3～4か月児健康診査に合わせて行うブックスタートを継続して実施します。

(4) ブックトークの実施

図書館は、小学校でのブックトークの拡充に努め、また中学校に対してはブックトークを開始し、児童・生徒が本へ興味をいただくような環境づくりを進めます。

(5) パネルシアターの普及推進

図書館は、パネルシアターの普及に努めます。

(6) おはなしボランティア養成講座及び研修の実施

図書館は、継続的におはなしボランティア、ブックトークボランティアを養成します。既にボランティア活動をされている方に対しては研修等の機会を設けます。

(7) 行事や企画の充実

図書館及び学校図書館は、子どもの読書活動を推進するため、子どもを対象とした行事等を企画します。

(8) 障がいのある子どもへの読書活動の推進

① 図書館は、障がいの状態に応じた図書資料を積極的に貸出しを行います。

② 学校は、子どものニーズに応じた良好な読書環境を確保するとともに、絵本や紙芝居などを使った授業について工夫します。

(9) 朝の読書活動の継続

学校は、継続して朝の読書活動を行います。

(10) 読書目標を達成した子どもの表彰

学校は、小学4年生以上は年間50冊以上、中学生は30冊以上の読書目標を達成した子どもを表彰し、子どもの読書への意欲を高めます。

(11) 地区文庫活動を行う団体への支援

図書館は、大野地区や高野地区などの地区文庫活動の充実を図るため、図書購入費等の支援を行います。

(12) 各種研修会などへの積極的参加

学校は、教職員に対し学校図書館の活用や読書推進についての各種研究会や研修会へ参加しやすい体制づくりを進めます。

3 子どもの読書活動の理解を高めるための普及活動

〔施策の方向〕

子どもの読書活動の理解を高めるため、あらゆる媒体を利用し普及活動を行います。

〔具体的な取組〕

(1) 子ども読書の日や守谷親子読書の日での普及活動

図書館は、子ども読書の日や守谷親子読書の日の定着に向け、広報紙や市ホームページなどを使って周知します。

(2) ホームページの充実

- ① 図書館は、図書館ホームページに学校支援のページを設け、児童・生徒・教諭に対する図書館サービスを周知します。
- ② 学校は、各学校のホームページに学校図書館の検索ページをリンクさせ、外部に向けた情報の発信を行います。

(3) 家庭教育講座等での読書活動の指導

学校、生涯学習課、児童福祉課は、家庭教育講座※20、子育て支援活動、保育所・園、保護者会などで、子どもの読書活動について保護者の理解を深めるとともに、読書活動を促進します。

(4) 市内の書店との協力

図書館は、絵本リスト「はじめてのえほん」に掲載する本を市民が容易に入手できるよう、市内の書店に対し協力を要請します。



第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制

〔施策の方向〕

子どもの読書活動の一層の推進を図るためには、家庭、地域、学校を始め、社会全体での取組に発展させる必要があることから、関係機関が緊密に連携し、提案・協議のできる総合的な推進体制を整備します。

〔具体的な取組〕

(1) 第二次守谷市子ども読書活動推進会議（仮称）の設置

本計画を効果的に推進するため、市、学校、保護者、民間団体の代表者などから構成する第二次守谷市子ども読書活動推進会議（仮称）を設置します。

(2) 第二次守谷市子ども読書活動推進計画の実施状況調査と見直し

第二次守谷市子ども読書活動推進会議（仮称）は、本計画の実施状況を調査し、必要に応じて本計画の見直しを含め、提案します。

2 子ども読書活動推進計画における行動目標

〔施策の方向〕

本計画の行動目標は、次頁以降に示します。

なお、守谷市は本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

基本方針	具体的な取組	指 標	現状値	目標値	所管
			H 2 3※	H 2 8	
1. 学校図書館のサービス強化 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 10px auto; text-align: center;">P10</div>	(1) 予算の一元化	資料費等の予算の移管	未実施	実施	図書館 学校教育課 指導室
	(2) 備品等の整備	学校図書館の修繕校数	2校	6校	学校教育課
	(3) 図書の計画的整備	学校図書館図書標準の達成校	11校	13校	学校教育課 図書館
	(4) 学校への団体貸出及び学校間相互利用の推進	学校図書館への団体貸出冊数	3,420点	7,000点	図書館
		学校間の借受・貸出冊数	5,751点 ※H22		
	(5) 学校間相互利用の規定の作成	規定の作成	未実施	実施	学校教育課 図書館
	(6) 学校図書館利用のためのオリエンテーションの実施	オリエンテーションの実施	未実施	実施	指導室 図書館
	(7) 学校図書館奉仕員の勤務体制の見直し	1校当たりの学校図書館奉仕員の出勤日数	小学校：週5日 中学校：週3日	週5日	図書館
		1校当たりの1日の従事時間数	小学校：4時間 中学校：3.5時間	5時間	図書館
	(8) 学校図書館奉仕員同士のコミュニケーション機会の提供	意見交換会の実施	年1回	年3回	図書館
(9) 学校図書館を計画的に利用するための研究	学校図書館を計画的に利用するための研究会の実施	年1回	年3回	指導室	
2. 家庭・地域、学校における読書機会の提供・読書環境の整備 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 10px auto; text-align: center;">P11</div>	(1) おはなし会の充実（図書館主体）	おはなし会の回数（図書館）	年67回	年80回	図書館
		おはなし会の実施数（小学校）	7校	9校	学校教育課 図書館
		おはなし会の各クラブの実施数(回) (放課後子どもプラン)	2クラブ年3回	9クラブ年18回	生涯学習課 図書館
		おはなし会の実施回数 (子育て支援センター)	未実施	年12回	児童福祉課 図書館
		おはなし会の実施数（児童センター）	2か所年23回	2か所年24回	児童福祉課 図書館
		おはなし会の回数（保育所・園）	未実施	年12回	児童福祉課 図書館
		おはなし会の回数（幼稚園）	4か所 年3～12回	6か所年12回	児童福祉課 図書館
	(2) 絵本や読み聞かせの推進	幼稚園による毎日の読み聞かせ実施数	6か所	6か所	児童福祉課
		保育所・園による毎日の読み聞かせ実施数	6か所	8か所	児童福祉課

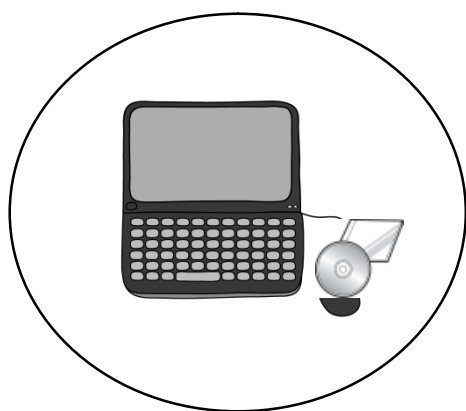
子ども読書活動推進計画における行動目標 2 / 2

基本方針	具体的な取組	指 標	現状値	目標値	所管
			H 2 3※	H 2 8	
2. 家庭・地域、学校における読書機 会の提供・読書環境の整備 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">P11 - P12</div>	(3) ブックスタートの継続的な実施	ブックスタートの継続的な実施	実施	継続	図書館
	(4) ブックトークの実施	ブックトークの実施回数	計 1 2 回	計 3 0 回	図書館
		ブックトークの実施校数	5 校	1 3 校	
	(5) パネルシアターの普及推進	パネルシアター数	4 1 冊	6 0 冊	図書館
	(6) おはなしボランティア養成講座及び研修の実施	講座実施回数	3 回	8 回	図書館
		おはなしボランティア団体数	7 団体	1 2 団体	
	(7) 行事や企画の充実	行事の実施数 (図書館)	年 1 1 回	年 1 5 回	図書館
		行事の実施数 (学校図書館)	未実施	1 3 校年 1 回	学校教育課 指導室
	(8) 障がいのある子どもへの読書活動の推進	障がいのある子どもへの団体貸出数	未実施	1 校当たり年 2 4 0 冊	図書館
		授業での絵本・紙芝居などの使用回数	年 2 6 回	年 3 6 回	指導室
	(9) 朝の読書活動の継続	実施校数	1 3 校	継続	指導室
	(10) 読書目標を達成した子どもの表彰	実施校数 (小学校 4 年生以上で年間 5 0 冊以上)	4 校	9 校	指導室
実施校数 (中学生で年間 3 0 冊以上本を読んだ生徒)		1 校	4 校	指導室	
(11) 地区文庫活動を行う団体への支援	地区文庫への図書提供冊数	1 5 5 冊	2 3 0 冊	図書館	
(12) 各種研修会などへの積極的参加	視察研修の実施数	年 1 回	年 2 回	指導室	
3. 子どもの読書活動を高めるための 普及活動 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">P13</div>	(1) 子ども読書の日や守谷親子読書の日普及活動	としょかんだよりの回数	年 1 2 回	年 1 2 回	図書館
	(2) ホームページの充実	図書館HPに学校支援ページを立ち上げ	未実施	実施	図書館
		学校のホームページから学校図書館の蔵書検索ページへのリンク	未実施	実施	学校教育課 図書館
	(3) 家庭教育講座等での読書活動の指導	家庭教育講座や保護者会などでの読書活動の推進回数	未実施	年 1 回	指導室 生涯学習課 児童福祉課
(4) 市内の書店との協力	市内の書店との提携店数	0 店	4 店	図書館	

※行動目標の現状値のデータは、平成 2 3 年度実績を引用しています。

資 料 編

- 1 第二次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置に関する要領
- 2 第二次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会委員
- 3 第二次子どもの読書活動の推進に関する法律
- 4 子どもの読書活動の推進に関する法律に対する衆議院文部科学委員会における附帯決議
- 5 用語解説



1 第二次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置に関する要領

（趣旨）

第1 子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、「第二次守谷市子ども読書活動推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定するため、第二次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）について必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2 策定委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を守谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- （1）家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進に関する施策
- （2）子どもの読書環境の設備・充実に関する施策
- （3）子どもの読書活動に関する理解と関心の普及に関する施策
- （4）その他推進計画の策定に必要な事項に関する事

（組織）

第3 策定委員会は、12人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長の承認を得て、図書館長が依頼する。

- （1）教育委員会教育部長
- （2）教育委員会教育部次長
- （3）教育委員会学校教育課長
- （4）教育委員会生涯学習課長
- （5）教育委員会指導室長
- （6）教育委員会中央図書館長
- （7）保健福祉部児童福祉課長
- （8）市内小中学校の代表者
- （9）市内保育所（園）及び幼稚園の代表者
- （10）読書活動に関し識見を有するもの

3 委員の任期は、推進計画の策定が終了したときまでとする。

（委員長）

第4 策定委員会に委員長を置き、委員長は、教育部長とする。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、図書館長がその職務を代理する。

第二次守谷市子ども読書活動推進計画（資料編）

（会議）

第5 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、委員長がこれに充たる。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（報酬）

第6 委員の報酬については、これを支給しないものとする。

（庶務）

第7 策定委員会の庶務は、教育委員会中央図書館が担当する。

（その他）

第8 この要領に定めるもののほか、策定委員会運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

第二次守谷市子ども読書活動推進計画（資料編）

2 第二次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会委員

（任期 平成24年7月1日～審議終了）

番号	区分	氏名(敬称略)	備考
1	(1) 教育委員会教育部長	染谷 隆	委員長
2	(2) (3) 教育委員会教育部次長 兼学校教育課長	寺田 弘	
3	(4) 教育委員会生涯学習課長	古谷 善男	
4	(5) 教育委員会指導室長	石井 良秋	
5	(6) 教育委員会中央図書館長	月岡 正美	委員長代理
6	(7) 保健福祉部児童福祉課長	飯塚 哲夫	
7	(8) 市内小中学校の代表者	山中 順子	守谷小学校
8	(8) 市内小中学校の代表者	山口 亮生	守谷中学校
9	(9) 市内保育所・園及び幼稚園の 代表者	野口 靖子	北園保育所
10	(9) 市内保育所・園及び幼稚園の 代表者	岡田 英久	守谷幼稚園 ※任期平成24年 10月1日～
11	(10) 読書活動に関し識見を有する もの	久木元 啓子	図書館と歩む会

3 子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成 13 年法律第 154 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

第二次守谷市子ども読書活動推進計画（資料編）

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

第二次守谷市子ども読書活動推進計画（資料編）

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

4 子ども読書活動の推進に関する法律に対する衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

5 用語解説

※1 平成23年6月の学校読書調査

毎年、社団法人全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で行っている読書調査で、小学生（4年生以上）・中学生・高校生を対象にした調査です。この調査は、毎回1万人以上の児童生徒を対象に実施するもので、子どもの読書に関する長年にわたる定点観測として日本で唯一の貴重なデータです。子どもを取り巻く状況や教育を語るときには、なくてはならない資料として高く評価されています。調査の結果は、毎日新聞紙上と協議会の機関誌「学校図書館」の11月号に掲載されます。詳しいデータは、毎年3月に刊行される「読書世論調査」（毎日新聞社発行）に掲載されています。

※2 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月に公布されました。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

※3 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年8月に閣議決定された国の計画です。これを基本として地方公共団体も「子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めることとされています。

※4 いばらき子ども読書議会

子どもの読書活動推進計画を策定するに当たり、子どもたちから意見を聴取するとともに、広く県民に対して子どもの読書についての意識啓発を図るため、平成15年8月7日に茨城県立図書館の視聴覚ホールで行われました。会議は、5月から6月にかけて募集した「読書活動に関する作文」で優秀な作品に選ばれた小学生（4～6年）25人、中学生5人、高校生8人の子ども議員により、理想の図書館や学校図書館などに関する質疑が行われ、県教育長や県立図書館長などが答弁しました。会議のまとめに、議長の提案で、①小さい頃から読書の習慣が身に付くように考えて欲しい、②図書館、公民館、

児童館など身近な場所に読書の施設を造って欲しい，③学校図書館に新しい本を入れるなど魅力的にして欲しい，以上の3点を執行部に要望する提案があり，全会一致で決議されました。

※5 いばらき子ども読書活動推進計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき，国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本として，茨城県が平成16年3月に策定した計画です。県では，この計画に基づき各市町村も「子ども読書活動推進計画」を策定するよう促しています。

※6 ブックスタート

乳幼児健康診査に参加したすべての赤ちゃんと保護者に，赤ちゃん向け絵本などの入ったブックスタートパックを説明の言葉とともに手渡し，赤ちゃんと保護者が，本の楽しさを分かち合うことを応援する活動です。

守谷市では，平成15年7月から保健センターで3～4か月児健康診査時に行っています。ブックスタートの際には，絵本2冊，趣旨説明パンフレット，図書館の案内，赤ちゃん向け絵本リストなどをブックスタートパックとして，配布しています。また，参加した乳幼児の図書館利用カードを発行するなど図書館の利用推進も図っています。さらに，ボランティアの協力のもと，趣旨の説明や簡単な読み聞かせを行っています。

※7 おはなし会

子どもを集めて，読み聞かせ，素話，紙芝居，手遊びなどを行うことです。図書館では，子どもに対するサービスの一つとして行われています。また，書店や文庫などでも行われています。

※8 子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により，4月23日は「子ども読書の日」と定められています。これは，国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに，子どもが自主的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。ちなみに，4月23日は，シェイクスピアとセルバンテスの命日であり，ユネスコが「世界・本と著作権の日」と宣言している日です。また，欧米，特にスペインでは，4月23日を「サン・ジョル

デイの日」として、本を贈る習慣があります。また、社団法人読書推進運動協議会が、毎年、4月23日から5月12日までを「こどもの読書週間」と定めて、子どもの読書活動の普及・啓発活動を行っています。

※9 朝の読書

学校で、毎朝ホームルームや授業が始まる前の10分間、先生と生徒がそれぞれに自分の好きな本を黙って読む活動です。1988年（昭和63年）千葉県の高教諭林公（はやし・ひろし）が提唱し、実践したのが始まりです。朝の読書で大切なのは、次の四つの理念です。第一は、全校一斉に行います。みんなでやります。全教職員が全く同じ条件で同じことに取り組むことによって、相互理解を深め、相互協力の体験を実際に積み重ねていくことができます。第二は10分間だが毎朝続けます。毎日やります。理屈抜きに体で覚えさせることによって、いってみれば、習慣の力の偉大なこと、規律正しいことの良さといったものを、どの子どもにも認識させることができます。第三は、読む本は自分で選びます。好きな本でよいです。好きな本でよいことにすれば、生徒全員が自然と自分の個性にあったものを選びます。最後に、本を読むこと以外何も求めません。ただ読むだけです。純粋に本の世界に没入することによって、生徒たちはそこから深い感動を得て、それを契機として自分自身の友人関係や家族関係、また、教師との信頼関係といったものにまでより深く、より豊かに発展させていくことができます。

※10 ブックトーク

グループを対象として、一定のテーマに沿って何冊かの本を紹介していくことです。多くは、図書館、学校において子どもたちに対して図書館員、学校の先生などにより行われます。ブックトークの目的は、その本の内容を教えることではなく、その本の面白さを伝えることであり、子どもにその本を読んでもみたいという気持ちを起させることです。また、ブックトークのあとで、子どもが興味を持った本を実際に自分で読めるように本を複数用意することも大切です。

※11 団体貸出

図書館が学校、保育所・園などの施設に対して本を貸し出すこと。守谷市では学校、児童クラブ、保育所・園などの団体に、一団体200冊まで貸出期間

3か月を限度に団体貸出を行っています。

※12 はじめてのえほん

図書館で作成した子どもが初めて出会う絵本のリストです。守谷市ではこのリストを活用するため、ブックスタートパックにも入れています。また、図書館や公民館図書室でも配布しており、図書館のホームページでも公開しています。また、図書館では、「赤ちゃんのほん」コーナーにリストに掲載されたすべての本を用意しています。

※13 読み聞かせ

主に乳幼児から小学生の子どもに対して、親、図書館員、保育士などが、本を見せながら読んであげることです。読み聞かせは、子どもの読書への導入として有効であり、聞く力、ことばからのイマジネーション、本に対する興味を育てます。

※14 赤ちゃんの駅

子育て支援の一つとして、幼児のいる保護者が安心して外出できるよう、市内の公共施設に授乳やオムツ交換などの場所として設置しています。ソファやテーブル、ベビーベッドを配し、各施設には、共通サインの「赤ちゃんの駅」マークを表示しています。

※15 パネルシアター

1973(昭和48)年に古宇田亮順氏によって考案され、命名されました。毛羽立ちのよい布をピンと張ったパネルボードに、不織布で作った絵人形を貼ったり、動かしたりしながら、お話や、歌あそび、ゲームを構成していく表現方法です。市販されているものもありますが、専用の不織布で絵の具やペンで着色し、手づくりで作成することもできます。蛍光塗料を使いブラックライトで光らせる「ブラックパネルシアター」もあります。

※16 司書

司書は都道府県や市町村の公共図書館などで図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行う専門的職員です。司書補は司書の職務を補助する役割を担います。司書・司書補になるための資

格は司書講習を受講するほか、大学・短大で司書資格に必要な科目を履修し卒業をもって取得できます。司書・司書補として活躍するには当該自治体の採用試験を受けて図書館に配属される必要があります。

※17 司書教諭

司書教諭とは、小学校・中学校・高等学校の図書館で専門的職務に従事する教員のことをいいます。学校図書館法には「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」と定められています。司書教諭の発令は、当該学校で教諭であり、司書教諭資格を取得している者でなくてはなりません。教諭であるので、教員の免許状を有していなければなりません。司書教諭資格は、大学等で、開講する所定の科目の単位を修得し、教員免許状を併せ持つことにより取得できます。また、各学校の教諭は、夏休みなどに行われる所定の講習を受講することにより、資格を取得できます。

※18 学校図書館奉仕員

司書教諭の補助として、貸出・返却業務や図書の整理などを行っている非常勤一般職員です。採用は、守谷市独自（現在は図書館が採用）で行い、小学校は週20時間、中学校は週10.5時間の勤務で市内小中学校すべてに配置しています。

※19 守谷親子読書の日

この推進計画の中で、家族ぐるみでの読書の機会を増やす取組として毎月第2土曜日を“守谷親子読書の日”に指定し、読書活動推進に取り組んでいます。第2土曜日は、中央図書館で定期的におはなし会を実施していることなどから、この日に設定しました。

※20 家庭教育講座

守谷市では、平成21年度から健全な児童・生徒の育成をめざし、親としての自覚や意識を高め合うことを目的に実施しています。子育て・家庭教育に関する学習機会の提供の場です。生涯学習課主体で平成23年度までに講演会を含む計21回開催しています。

第二次守谷市子ども読書活動推進計画

発行年月 平成25年2月

発行 守谷市教育委員会

編集 守谷中央図書館

〒302-0116

茨城県守谷市大柏937-2

電話番号 (0297)45-1000

F A X (0297)45-7500

Eメール info@lib.moriya.ibaraki.jp

U R L <http://www.lib.moriya.ibaraki.jp/>